

○財務省告示第六十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年二月二十日に発行した割引短期国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年三月四日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札

四 発行方法
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

十 一 発 行 価 格	十 一 発 行 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	七 イ 払 込 金 額							六 イ 発 行 額											
				行 争 入 札 発 行	非 格 競 I	者 ・ 第 I	特 ・ 第 I	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 行	非 格 競 I	者 ・ 第 I	特 ・ 第 I	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 行	非 格 競 I	者 ・ 第 I	特 ・ 第 I	国 債 市 場
平	す	額	の	振	千		円	千	万	一			額	億	額					込	募	各
成	る	の	記	替	万			四	五	兆			面	五	面					み	限	国
二	°	整	載	法	円			十	千	五			金	千	金					の	度	債
十	数	又	は	の				四	円	千			額	万	額					応	額	市
一	倍	は	規	定				億		九			で	円	で					募	の	場
年	の	記	録	に				七		百			千		一					額	範	特
二	金	は	よ	る				千		九			四		兆					を	囲	別
月	額	は	最	振				百		億			十		五					割	内	参
二	に	よ	る	替				三		九			七		千					り	に	加
十	よ	る	最	口				十		九			億		九					当	お	者
日	も	の	額	座				六		千			五		百					て	い	ご
	の	と	金	簿				万		九			千		五					る	て	と
	と							五		十			万		十					°	各	の
								千		八			円		二					申	各	応

十六	十五	十四	十三							口			イ				
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額					償還期限	争入札発	非価格競	者・第I	特別参加市場	国債市場	入札発行	価格競争	
平成二十一年二月二十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	当たるときは、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成二十二年二月二十二日						十三銭四厘	額面金額百円につき九十九円七	募価格	十二銭八厘以上のそれぞれの応